



THAILAND BOARD OF INVESTMENT



# BOIの ビザおよび ワークパーミット サービスのまとめ

ビザ・ワークパーミット・  
ワンストップサービスセンター

ワンストップサービスセンター（One Start One Stop Investment Center : OSOS）は、投資家へのサービス提供の効率性を高め、投資先としてのタイの能力を向上させるために、2009年よりサービスを開始している。

OSOSは多くの機関に連絡するための移動が必要なく、多くの省庁や政府機関を一ヶ所で括して取り扱うことで投資家にサービスを提供し便宜を図ることができる統合サービスセンターである。

2015年に、この地域における国際貿易の中心地としての国の役割を果たし、特別経済開発区への投資を促進するために、企業部門のニーズに応え、サービス事業への投資を加速することを目的とするワンストップサービスセンターは助言や相談を調整する政府機関や民間機関からのパートナー機関のネットワークを計38機関拡大することにより、サービス提供の範囲を拡大した。

現在、OSOSは、様々な分野で高い可能性や専門知識を持つ外国人が王国に長期滞在できるようにするためにサービスを提供している。同センターは競争力を構築する事が使命であり市場の需要に応じた知識とスキルを持つ人材を増やし、かつ世界中の熟練した人材がタイで働くよう動機付けることで、先端のイノベーションおよび技術でタイを先進国へと導く将来の産業およびサービスの創出を加速しなければならない。また、国内の人々に様々な技術と知識を移転するためのプロセスを作成し、政府機関のマネジメントシステムのバランスと開発に関して、国民を中心としてニーズを満たし、便利かつ迅速かつ透過的にサービスを提供し、効果的な最新のマネジメントシステムを備えるために公共サービスを充実させなければならない。現在 OSOSセンターを通じて利用可能な外国人向けのビザサービスは、次の通りである。



## 第25条に基づく恩典

移民法の規定下に、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第25条に基づく被奨励事業に従事する外国人技術者の導入申請は、奨励取得者は以下の外国人を伴うことが許可される。

- (1) 技術者。
- (2) 専門家。
- (3) (1) および (2) に基づく者の配偶者および被扶養者。

以上の者の王国内入国が許可される人数および期間は、たとえそれが移民法で規定された人数および期間を超過していたとしても、委員会が相当と判断したところに従う。

### 外国人技術者の資格

BOIの技術者向けの恩典の下での外国人技術者の導入は、滞在および就労のために仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第25条に基づく恩典を使用するために奨励証書を有すること。奨励申請中の場合は第24条に基づく恩典を使用し、技術者向けの恩典を使用すること。第25条では、技術者または専門家と指定されているため、技術者または専門家のみBOIの技術者向けの恩典を使用することができる。

BOI恩典が使用できるBOI事業に従事する外国人技術者・専門家は、以下のいずれかの年齢、学歴、経験に関する資格を有すること。

1) 学歴とオペレーションの役職の職業分野が一致している場合は、勤務実績と2年以上の実務経験が必要であり、かつ導入申請日までに年齢が22歳以上であること。

2) 学歴と職業分野とが一致しない場合は、勤務実績と5年以上の実務経験が必要である。または上級幹部、管理職などの役職の場合にはさらに導入申請日までに年齢が27歳以上であること。

上級幹部、管理職の外国人技術者・専門家は、学歴と職業分野とが一致しても第2項の資格を有しなければならない。つまり、BOI事業に従事する分野における実務経験が5年以上必要であり、年齢が27歳以上であること。

詳しい内容



オンラインサービス





## 第24条に基づく恩典

移民法の規定下に、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第24条に基づく外国人技術者の導入申請においては委員会が投資の可能性調査もしくは投資に益するその他の行為のために外国人が王国に入国することを許可する権限を有する。このとき委員会が検討の上、相当と判断した入国情期間を定める。

許可申請は委員会が定めた基準、方法および書式に従い、許可にあたって委員会は検討の上、相当と判断した条件を定めることができる。

第 24 条では被奨励者の地位を有していないなくても、恩典申請ができ、以下の目的で王国に入国する技術者向けである。

- ・ 投資の可能性調査
- ・ 投資に有益な活動の為
- ・ 奨励付与審査中あるいは奨励証書発行待ちの事業活動の為の就労
- ・ 外国の商工会議所での就労

外国人は、ビジネスおよび就労の場合「B」カテゴリー、または投資奨励法に基づく投資および事業の場合「IB」カテゴリーの非移民ビザが付与され、6ヶ月 - 1 年間滞在が許可される。ただし、このグループの外国人には配偶者と扶養者の導入が許可されない。

詳しい内容



オンラインサービス





## スマートビザ (SMART VISA)

スマートビザ (Smart Visa) は、タイにおいて以下のターゲット産業に従事する高度技術専門家と投資家向けに特別に創設されたタイプのビザである。スマートビザ (SMART VISA) の種類は以下の通りである。

高度技術専門家 (Talents / Highly-skilled Experts)	SMART T
投資家 (Investors) - SMART ISenior executives	SMART E
上級幹部 (Senior executives)	SMART E
スタートアップ企業の起業家 (Startup entrepreneurs)	SMART S
スマートビザ取得者の法律上の配偶者および子女	SMART O

スマートビザ申請者は定めた基準を満たす資格を有し、科学技術省による科学技術分野の専門性が証明されることなど指定された政府機関により資格証明を得ること。また、SMART Visa部門(投資委員会の下)は、スマートビザ申請者がスマートビザ調印申請に使用する資格証明書を発行する前に、他の要件を同時に審査する。スマートビザ取得者はカテゴリーによって雇用契約期間内で最長4年の更新可能なビザが付与される。その他の恩典は以下の通りである。



証明を受けた職位、企業で就労する場合、労働許可証が不要である。  
また、法律上の配偶者も労働許可証を取得せずに、就労が可能である。



1年毎のワンストップサービスセンター内入国管理局への出頭報告（従来は90日毎）



タイ国際空港において優先レーン (Fast Track) の利用が可能。  
(ある場合)

詳しい内容



オンラインサービス





## 裕福、または才能のある外国人の誘致による投資および経済の促進措置に基づく 長期滞在ビザ (LTR Visa)

仏暦2564年（2021年）9月14日の閣議で裕福、または才能のある外国人の誘致による投資および経済の促進措置が承認され、また仏暦2565年（2022年）5月10日の閣議で長期滞在ビザ (long-term resident visa : LTR Visa) の基準および条件が承認されたため、投資委員会が基準および条件の発布を委任された。LTR ビザの種類は以下の通りである。



裕福な全世界の人々 (Wealthy Global Citizen)



裕福な年金受給者 (Wealthy)



タイを拠点に働きたい者 (Work-From-Thailand Professional)



高度なスキルを持つ専門家 (High-Skilled Professional)



LTRビザ取得者の法律上の配偶者および子女 (最大4人まで認められる)

### LTR ビザの恩典

- 1回につき最長10年間滞在可能なビザの付与（更新可能）
- 外国人 1人対タイ人従業員 4人の雇用比率の条件の対象外とする。
- タイ国際空港において優先レーン (Fast Track) の利用が可能。（ある場合）
- 1年毎のワンストップサービスセンター内入国管理局への出頭報告（従来は90日毎）
- 電子の就労許可証 (Digital work permit: DWP) の付与
- 高度なスキルを持つ専門家 (High-Skilled Professional) の場合は所得税を17%に減税する。

詳しい内容



オンラインサービス



ビザ・ワークパーミット・ワンストップサービスセンターは多くの機関に連絡するための移動が必要なく、多くの省庁や政府機関を一ヶ所で一括して取り扱うことで投資家にサービスを提供し便宜を図ることができる統合サービスセンターである。多様な分野において活躍している対象外国人の4カテゴリーのビザおよびワークパーミットのサービスを効率的に推進している。



### One Stop Service Center for Visa and Work Permit

Location: Chamchuri Square Building,

18<sup>th</sup> Floor, No. 319 Phayathai Road, Pathumwan  
Pathumwan District, Bangkok 10330

Tel: 0 2209 1100 ext 1109-1110



@boinews



BOI News



Think Asia,  
Invest Thailand